

## ○大雪消防組合消防職員被服等貸与規則

〔昭和56年4月6日〕  
規則第1号

改正 昭和60年3月26日規則第1号 昭和62年6月8日規則第3号  
平成9年3月31日規則第2号 平成13年12月10日規則第2号  
平成26年2月3日規則第1号

（目的）

**第1条** この規則は、大雪消防組合職員（以下「消防職員」という。）に対する被服及び付属品等（以下「被服等」という。）の貸与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（被服等の貸与）

**第2条** 消防職員に貸与する被服等の種類、員数及び貸与期間は、別表のとおりとする。ただし、消防職員が病気その他の事由により長期にわたり勤務しないとき又は消防長が必要と認める場合は、貸与期間を延長し、又は短縮することができる。

2 職務の特質上消防長が必要と認める場合は、別表の被服等のほか特殊の被服等を貸与することができる。

3 職務の性質により必要がないと認める場合は、別表の被服等の一部を貸与しないことができる。

（保全の義務）

**第3条** 消防職員は、貸与を受けた被服等（以下「貸与被服等」という。）を常に清潔に保ち、維持保全するとともに、その補修を自己の負担において行わなければならない。ただし、その者の責に帰することができない理由によって生じた損傷については、この限りでない。

（返納）

**第4条** 消防職員が退職、勤務替及び死亡した場合は、貸与期間内の貸与被服等を速やかに返納しなければならない。ただし、消防長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 別表に定める貸与期間の経過した貸与被服等は、返納することを要しないものとする。

（き損、紛失）

**第5条** 消防職員が職務の執行に際し、貸与被服等をき損又は紛失したときは、代品を貸与する。ただし、そのき損又は紛失が自己の責任による場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、当該消防職員はその弁償の責を負わなければならない。

（職務外使用の禁止）

**第6条** 消防職員は、貸与被服等を職務以外に使用し、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

（貸与台帳の整備）

**第7条** 消防長は、別記様式の被服等貸与台帳を備え、貸与及び返納等の状況を記録整備しなければならない。

（委任）

**第8条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 第4編 人事（大雪消防組合消防職員被服等貸与規則）

##### 附 則

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

##### 附 則（昭和60年3月26日規則第1号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

##### 附 則（昭和62年6月8日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

##### 附 則（平成9年3月31日規則第2号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

##### 附 則（平成13年12月10日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

##### 附 則（平成26年2月3日規則第1号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

第4編 人事（大雪消防組合消防職員被服等貸与規則）

別表（第2条関係）

| 品名              | 員数 | 貸与期間 | 備考               |
|-----------------|----|------|------------------|
| 冬服（上下・バンド・階級章）  | 1着 | 5年   |                  |
| 冬帽              | 1個 | 5年   |                  |
| 夏服（上下・バンド・階級章）  | 1着 | 3年   |                  |
| 夏帽              | 1個 | 5年   |                  |
| 活動服（上下・バンド・階級章） | 1着 | 3年   | 新規採用者の初回のみ2着とする。 |
| アポロキャップ（夏）      | 1個 | 3年   |                  |
| アポロキャップ（冬）      | 1個 | 3年   |                  |
| アポロキャップ（救急）     | 1個 | 3年   |                  |
| 防火衣（上下・バンド）     | 1着 | 永年   |                  |
| 防火帽(保安帽・しころ)    | 1個 | 永年   |                  |
| 救助服（上下・バンド・階級章） | 1着 | 永年   |                  |
| 救助保安帽           | 1個 | 永年   |                  |
| 防寒衣（上下）         | 1着 | 5年   |                  |
| 雨合羽（上下）         | 1着 | 10年  |                  |
| 黒短靴             | 1足 | 2年   |                  |
| 防火靴             | 1足 | 永年   |                  |
| 救助靴             | 1足 | 5年   |                  |
| 訓練靴             | 1足 | 2年   |                  |
| 長靴              | 1足 | 2年   |                  |
| ネクタイ            | 1本 | 3年   |                  |
| 白手袋             | 1双 | 3年   |                  |
| 防火手袋            | 1双 | 永年   |                  |
| 救助手袋            | 1双 | 2年   |                  |
| エンブレム（冬服・夏服）    | 2個 | 10年  |                  |
| エンブレム（活動服）      | 1個 | 5年   |                  |
| 救急救命士票（活動服）     | 1個 | 5年   | 救急救命士のみ着用とする。    |
| 消防手帳            | 1冊 | 永年   |                  |
| 組合襟章（冬服）        | 1個 | 永年   |                  |

